

【資料2】

「公共的な取組みとしての広告掲出審査会」における 審査実績等及び検討課題（報告）

1 審査実績等

- (1) 審査実績一覧表及び御堂筋における掲出状況【資料3】
- (2) 掲出された広告の意匠及び掲出風景【資料4】
- (3) アンケート結果【資料5】

2 審査会で議論のあった内容

- (1) 御堂筋への掲出希望が重複した場合における調整
（設置期間及び設置場所の調整が必要）
- (2) イベント開催場所と広告物の掲出場所との関連性
（御堂筋の沿道で行うイベントについては、御堂筋においてバナー広告を掲出する）
- (3) 広告意匠の審査基準の運用
（視線誘導の恐れのあるものや、不快の念を抱かせるような表現について意見あり）
- (4) 複数の広告を掲出する場合における広告間のデザインの調和
（数種類のバナーが並んで掲出される場合には、景観面からの配慮が必要）

3 今後の検討課題

- (1) 広告設置物件に関して、これまでの道路照明灯、街路灯、アーケード等に加えて、以下の物件への掲出についても検討を要する。
 - ① 道路照明灯以外の道路施設（例：歩行者案内標識）
 - ② 地方公共団体が占用許可を受け道路上に設置している占用物件
（例：住居表示町名街区案内板）
- (2) 広告料の充当対象に関して、これまでのイベントの開催費用や占用物件の維持管理費に加えて、以下の項目への充当についても検討を要する。
 - ① 道路施設の維持管理費
 - ② 道路照明灯に設置されている防犯カメラの維持管理費
 - ③ 本庁舎や区役所庁舎の維持管理費
 - ④ 地方公共団体が行う事業の費用（例：予防接種の啓発）
 - ⑤ 地方公共団体の歳入